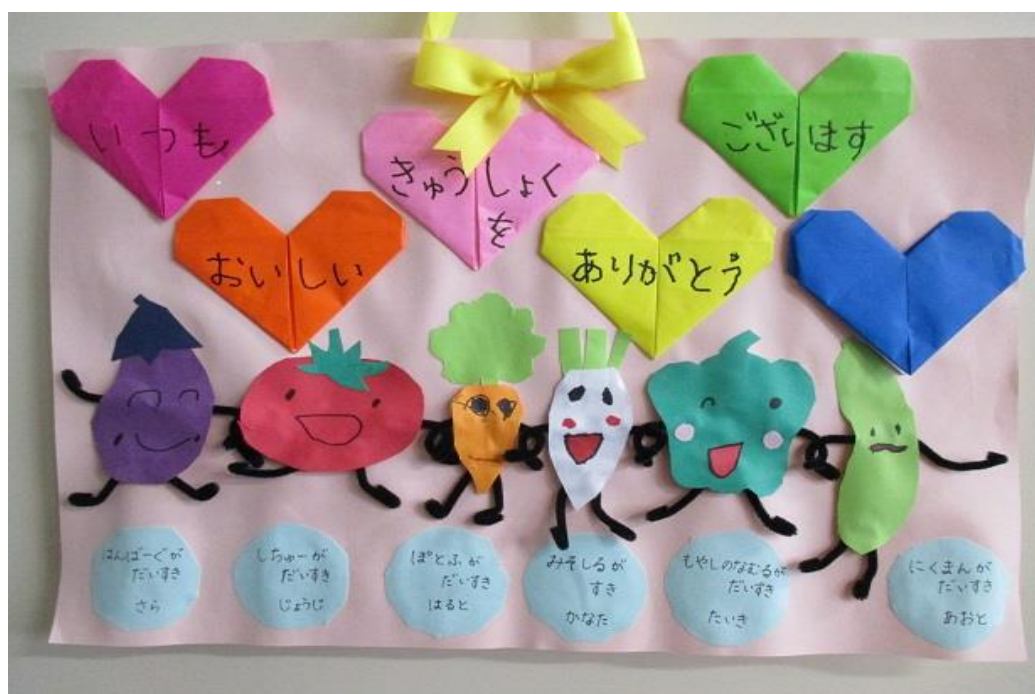


# 加須市学校給食基本計画



令和5年1月

加須市・加須市教育委員会

## 目 次

I	はじめに	1
	1 加須市の学校給食の歩み	
	2 計画策定の目的・趣旨	
	3 計画の位置づけ	
	4 計画期間	
II	基本理念	3
III	基本目標と施策	4
	基本目標1 安全で安心な学校給食の実施	
	基本目標2 食育の推進	
	基本目標3 地産地消の推進	
	基本目標4 学校給食の安定的な提供	
IV	おわりに	9
	用語解説	10

# I はじめに

## 1 加須市の学校給食の歩み

加須市の学校給食は、昭和23年、今から74年ほど前に旧加須市で始まりしました。その後、昭和24年に旧騎西町で、昭和27年に旧大利根町で、昭和29年に旧北川辺町でそれぞれ学校給食の提供が始まりました。

センター（共同調理場）方式による学校給食の提供は、旧騎西町と旧大利根町では昭和42年から、旧北川辺町では昭和44年から、旧加須市では昭和46年から、それぞれ開始しています。その後、旧騎西町では昭和61年に旧川里村と騎西川里学校給食センター組合を設立しました。また、旧北川辺町では、センター方式の導入に合わせ、埼玉県内初となる米飯による学校給食の提供を開始しました。この旧北川辺町の学校給食センターは、平成8年に建て替えられています。

平成22年3月の新加須市発足時は、加須学校給食センター、加須鴻巣学校給食センター（旧騎西川里学校給食センター）、北川辺学校給食センター、大利根学校給食センターの4センター体制で学校給食を提供していました。

平成24年1月には、老朽化の進む加須学校給食センターを建て替え、新加須学校給食センターを開設しました。加須鴻巣学校給食センターは、平成25年4月に設置者である加須鴻巣学校給食センター組合が解散し、騎西学校給食センターとして加須市単独の学校給食センターとなりました。

平成25年9月には、大利根学校給食センターは加須学校給食センターに統合される形で廃止となりました。

また、加須市の学校給食の大きな特徴の一つとして、市立幼稚園に給食を提供しています。

現在、加須学校給食センター、騎西学校給食センター、北川辺学校給食センターの3センター体制で、小学校22校・中学校8校・幼稚園13園、合計43校園（令和4年度は幼稚園1園が休園）、約9,600食を提供しています。

こうした中、施設や設備の老朽化により修繕等を含めた維持管理費の増加や少子化による提供食数の減少を踏まえた再編が課題となっています。

## 2 計画策定の目的・趣旨

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、「食」が重要であり、本来、食生活の基本は家庭で身に付けるものと考えます。

しかしながら、近年では、家庭で健全な食生活を実践することが困難な場面も増えてきており、子どもたちの偏った栄養摂取や朝食の欠食に代表されるような食生活の乱れは、肥満や過度の痩身、生活習慣病等を引き起こす一因となることが懸念されています。

こうした中、健康的な食習慣の形成の必要性は小学校、中学校学習指導要領（平成29年告示）（注1）の総則にも示され、さらに、特別活動の章に「食育の観点から踏まえた学校給食と望

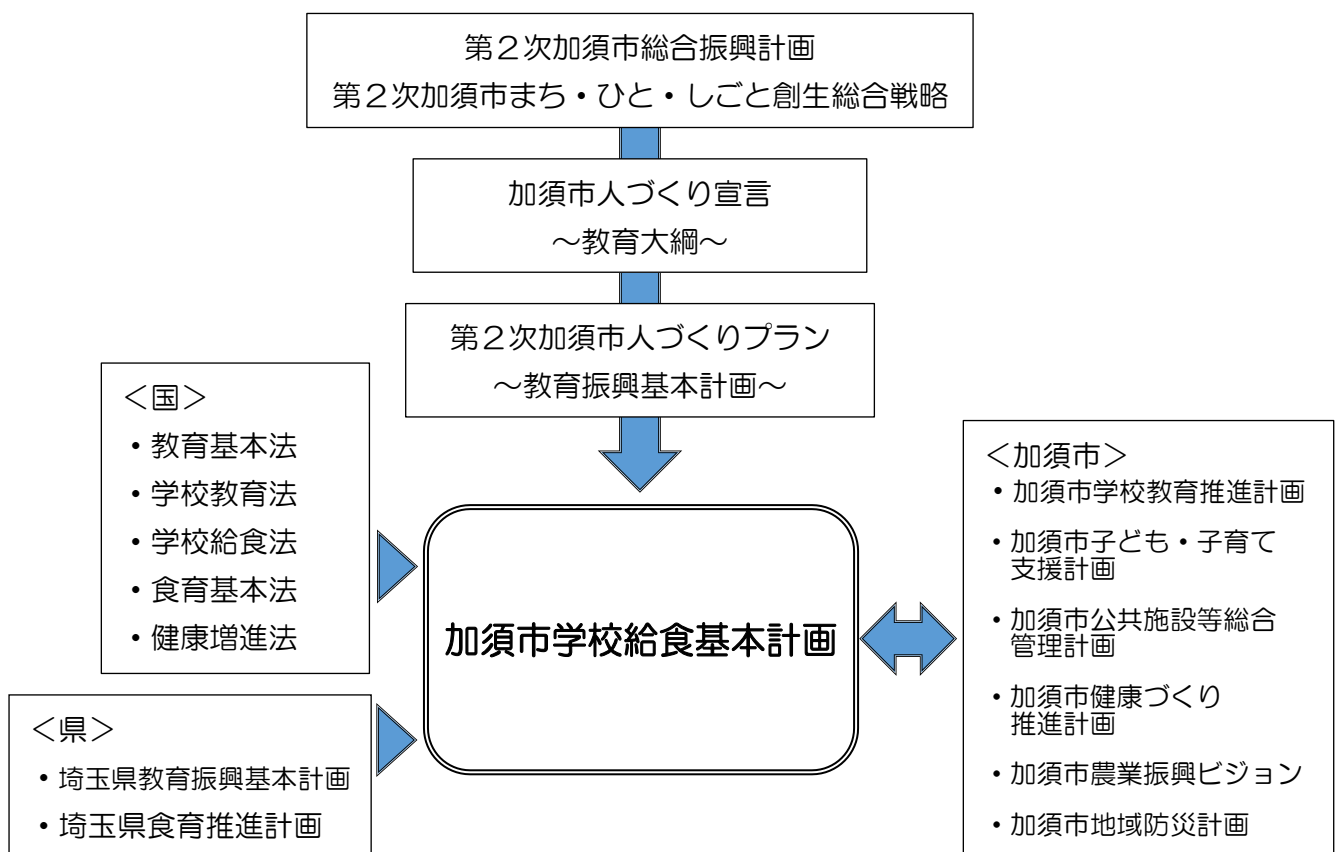
ましい食習慣の形成」として取り組むべき内容が示されており、学校給食及び食育の推進は重要な教育活動の一つとして位置付けられています。

そこで、これまでの学校給食への取組の成果と課題、本市を取り巻く社会経済情勢の変化、国・県の動向などを踏まえ、安全で安心な学校給食の提供と健やかな心と体の育成、学校給食に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次加須市総合振興計画」との整合性、さらには、「第2次加須市人づくりプラン」をはじめ他部門計画と連携を図り、加須市学校給食基本計画を策定するものです。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、第2次加須市総合振興計画の部門計画として、学校給食センターの適正な管理運営のもと安全安心な学校給食を提供し、子どもたちの健やかな成長を促進するために策定するものです。

なお、本計画は、本市の各種関連計画と連携しながら推進いたします。



## 4 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

計画	年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13以降
第2次加須市総合振興計画 基本構想		→								
第2次加須市総合振興計画 前期基本計画		→								
加須市人づくり宣言 ～教育大綱～		→								
第2次加須市人づくり プラン		→								
加須市学校給食基本計画		→								

## II 基本理念

### 安全で安心な学校給食の提供と健やかな心と体の育成

子どもたちの食生活の乱れに起因した健康問題が指摘される中、学校における食育の充実  
は、ますます重要となっています。

そうした中で、学校給食は、食育の「生きた教材」として、子どもたちの心身の健全な発達  
に資するとともに、子どもたちの食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役  
割を果たしています。

また、学校給食は、準備から片付けまでの実践活動を通して、集団や社会の中の一人とし  
ての社会性を育む上でも重要な教育活動の一つとなっています。

さらに、学校給食に野菜をはじめとする地場産物を積極的に取り入れることにより、食育  
を通して郷土やその食文化への理解と関心を高めるとともに、食生活がさまざまな人の手  
により支えられていることへの感謝の心を育むことができます。

適切な栄養の摂取により子どもたちの健康の保持増進を図るとともに、日常生活における  
食事についての正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力と望ましい食習  
慣を養うため、安全で安心な学校給食を安定的に提供し、子どもたちの健やかな心身の成長  
を促します。

## Ⅲ 基本目標と施策

### 基本目標1 安全で安心な学校給食の実施

#### 【基本方針】

- 学校給食衛生管理基準（注2）に基づき、安全で安心な学校給食を提供します。
- 学校給食摂取基準（注3）を踏まえながら、栄養バランスに優れたおいしい学校給食を提供します。
- 食物アレルギーのある児童・生徒、園児に配慮した献立を作成します。

#### 【現状と課題】

栄養バランスの取れた豊かな学校給食は、子どもたち（児童・生徒・園児）の健康の増進や体位の向上につながる大切な食生活の一部を担っています。

食物アレルギーについて、対象となるアレルゲンの種類が増加してきており、きめ細かな対応が課題となっています。

現在、幼稚園給食の提供内容と給食費の額が地域ごとに異なっており、一元化が課題となっています。

#### 【指標】

指標	現状（令和3年度）	目標値（令和9年度）
学校給食満足度 （毎年2学期に実施する児童生徒アンケート調査で「好き」「ふつう」と答えた割合）	97.8%	98.5%

#### 【事業】

- ・給食センター管理運営事業（注4）〔学校給食課〕

#### 【具体的な施策】

##### （1）安全で安心な学校給食

学校給食衛生管理基準に基づき、施設、設備の点検や学校給食従事者の検査等を実施し、衛生管理を徹底します。

食材の産地や加工食品の栄養成分表を確認し、食材選択の参考とします。

安全で安心な地場産物を積極的に使用します。米飯は加須産米100%の使用を維持するとともに、加須産の生鮮野菜や畜産物などを積極的に使用します。

食物アレルギーのある児童・生徒、園児にも、できるだけ汁物・主菜・副菜3品のうち1品は食べられるよう、食材に配慮した献立を引き続き作成します。また、予定献立表に表記するアレルゲンの種類について、随時見直しを行い、保護者への情報提供と学校との連携を図ります。さらに、アレルギー対応食の提供について検討します。

## (2) 栄養バランスに優れたおいしい学校給食

学校給食摂取基準を踏まえた栄養バランスに優れた献立を、子どもたちがおいしく食べられるように工夫しながら作成します。また、旬の食材や行事食を取り入れた献立を作成します。

定期的に学校給食に関するアンケートを実施し、子どもたちの声を活かしながら、よりよい給食を提供します。

地域ごとに異なっている幼稚園給食の提供内容と給食費について、令和5年9月から統一します。

## 基本目標2 食育の推進

### 【基本方針】

- 子どもたちが食に関する正しい知識を得て、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭を活用した食育の実践的指導を推進します。
- 日本の各地域や世界の国々の様々な食文化に興味・関心を持つように献立を工夫することで、学校給食を活用し、学ぶ機会を創出します。

### 【現状と課題】

食育基本法では、食育について、「生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。」としています。

学校給食の献立作成や調理の指示や衛生管理等を行う栄養教諭は、学校教育法において「幼児児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」とその職務が規定されており、学校での食育においても重要な役割を担っています。令和4年4月現在、加須市には、埼玉県教育委員会の基準に基づき、栄養教諭及び学校栄養職員が合計5人配置されており、栄養教諭等を中心とした食に対する指導の更なる推進が課題となっています。

### 【指標】

指標	現状（令和3年度）	目標値（令和9年度）
残食率（残食量÷配食量×100）	2.0%	2.0%
栄養教諭が担任等と実施した年間の授業時数（授業の事前及び事後の準備等を含む時間）	70時間	210時間

### 【事業】

- ・学習指導改善研究事業（注5）〔学校教育課〕
- ・小学校健康推進事業（注6）〔学校教育課〕



- ・ 中学校健康推進事業（注6）〔学校教育課〕
- ・ 給食センター管理運営事業〔学校給食課〕（再掲）

## 【具体的な施策】

### （1）食育に関する実践的な指導

文部科学省「食に関する指導の手引（第二次改訂版）」を踏まえ、次の活動を推進します。

- ① 楽しく食事をする事
- ② 健康に良い食事のとり方を学ぶこと
- ③ 食事時の衛生意識を身につけること
- ④ 食事環境の整備について学ぶこと
- ⑤ 自然の恩恵への感謝、食文化、食糧事情について学ぶこと

栄養教諭等による給食指導を、引き続き実施します。また、栄養教諭等が各学校を訪問し、その専門性を活かした各教科等における食育に関わる教育活動への参画を推進します。

学校給食における地産地消の推進や残菜の削減による食品ロス減少への取組、成長期に必要な栄養バランスの取れた献立に基づく給食の提供などを通して、子供たちが健全な食生活を実践するための身近な教材の一つとして、学校給食を積極的に活用します。

### （2）食文化を学ぶ機会の創出

学校給食に伝統的な日本文化である米食や加須市の郷土食であるうどん、季節の行事食等を提供し、日本の食文化を学ぶ機会とします。

海外の料理を提供して食文化等を紹介し、広く異文化への関心を高める機会とします。

## 基本目標3 地産地消の推進

### 【基本方針】

- 地産地消の観点から、地元産の新鮮で安全安心な食材を学校給食に積極的に取り入れ、郷土加須市に対する理解を深めます。
- 地場産物の学校給食への積極的な使用により、地域農業等の振興の一助とします。

### 【現状と課題】

加須市の学校給食で提供する米飯は、100%加須産米を使用しています。生鮮野菜の使用量に占める地場産野菜の使用率は年々上昇しており、令和3年度は20.0%となっています。

また、地域の方が手作りしている浮野みそ（加須地域）・みつかみそ（北川辺地域）・ふるさと味噌（大利根地域）や、かぞブランドに認定されている「香り豚」や「木甘坊（トマト）」などを使用した加須市らしい特徴ある献立を取り入れています。

地産地消の更なる推進のためには、食材を安定的に供給できる生産者や関係機関との更なる連携が必要です。



### 【指標】

指標	現状（令和3年度）	目標値（令和9年度）
地場産野菜使用率 （地場産野菜使用量÷野菜使用量× 100）	20.0%	23.0%

### 【事業】

- ・地産地消推進事業（注7）〔農業振興課〕
- ・給食センター管理運営事業〔学校給食課〕（再掲）

### 【具体的な施策】

#### （1）地場産物への理解の促進

学校給食への地場産物の使用を通して、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々のさまざまな活動の上に成り立っていることへの感謝の心を育てます。

地場産物の生産・流通・消費などについて理解を深めます。

安全で安心な地場産物を積極的に使用します。米飯は加須産米100%の使用を維持するとともに、生鮮野菜や畜産物、加工品など、地元産を積極的に使用します。

主食の米飯は、現在、炊飯した米飯を購入して提供していますが、米どころ加須市として、加須産米を市内で炊飯し提供する自前炊飯について、今後、検討します。

#### （2）生産者等との連携の推進

地場産物の安定的な供給を目指すとともに、新たな地場産物を取り入れることができるよう、関係機関と協力して取り組みます。

## 基本目標4 学校給食の安定的な提供

### 【基本方針】

- 学校給食法第11条の学校給食に要する経費の負担の規定に基づき、学校給食を適正に運営します。
- 令和5年8月に北川辺学校給食センターを廃止し、同年9月から加須学校給食センターと騎西学校給食センターの2センター体制とします。
- 児童生徒・園児数の減少傾向は今後も続くことが見込まれており、こうした状況を見極めながら、学校給食センターのあり方を検討します。
- 安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、現在、市直営で行っている騎西学校給食センターの調理業務を民間事業者へ委託することを検討します。

### 【現状と課題】

新型コロナウイルスの感染拡大や世界情勢等による食材の急激な高騰は、学校給食にも大きな影響を与えており、学校給食の質と量の維持が課題となっています。

加須市立学校給食センターは、令和5年9月に加須学校給食センターと騎西学校給食セン

ターの2センター体制に再編しますが、その後も児童生徒・園児数の減少が見込まれていること、また、騎西学校給食センター施設の老朽化が進んでいることから、学校給食センターの更なる再編が必要です。

**【指標】**

指標	現状（令和3年度）	目標値（令和9年度）
学校給食費の現年度収納率 （当該年度収納額÷当該年度調定額×100）	99.98%	100.0%

**【事業】**

- ・給食費収納対策事業（注8）〔学校給食課〕
- ・給食センター管理運営事業〔学校給食課〕（再掲）

**【具体的な施策】**

**（1）学校給食の適正運営**

学校給食法第11条第2項の規定に基づき、市として、学校給食施設の整備・管理に要する経費や調理に係る人件費等を確保し、学校給食センターを適切かつ安定的に運営します。また、保護者から徴収する学校給食費は、すべて学校給食の食材購入費に充て、安心して安全な学校給食を提供します。

保護者の負担をできるだけ増やすことなく、学校給食の質と量を維持するため、市として、引き続き食材購入費の支援等を実施します。なお、社会情勢等を見極めながら、必要な場合には、給食費の見直しを検討します。

学校給食の実施に関する諸課題について、保護者や学校医・学校歯科医・学校薬剤師、教職員等の代表者で構成する学校給食センター運営委員会で審議し、学校給食の適正かつ円滑な運営に努めます。

**（2）今後の学校給食センターのあり方**

児童生徒・園児数の減少と施設の老朽化を踏まえ、令和5年8月に北川辺学校給食センターを廃止し、同年9月から加須学校給食センターと騎西学校給食センターの2センター体制に再編します。

児童生徒・園児数の減少傾向は今後も続くことが見込まれており、加須学校給食センターにより市内のすべての公立小中学校・幼稚園への学校給食の提供が可能になることも考えられます。

こうした状況を見極めながら、今後の学校給食センターのあり方を検討します。

**（3）騎西学校給食センター調理業務の民間委託**

学校給食を安定的に提供できる体制を確保するため、調理業務について、民間事業者に委託することを検討します。

## Ⅳ おわりに

学校給食の提供が始まってから現在に至るまで、その時々社会情勢により学校給食の役割は変化をしてきました。戦後、食料事情の厳しい時代に子どもたちの健康保持を目的として始まった学校給食は、現在では教育活動の一つとして位置づけられ、子どもたちの心と体を育む食育の生きた教材として重要な役割を果たしています。

こうしたことから、安全で安心な学校給食を安定的に提供するため、加須市の学校給食のこれまでの取組や現状、課題を踏まえ、学校給食を提供するにあたっての基本理念や今後の施策等を整理し、本計画を策定しました。

引き続き、安全安心で栄養バランスに優れた学校給食を子どもたちに提供するため、学校をはじめ、保護者や関係機関と連携しながら、本計画を推進してまいります。

## 【用語解説】

番号	用語	解説
注 1	小学校学習指導要領 中学校学習指導要領 (平成 29 年告示)	全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするために文部科学省が定めた、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。 ほぼ 10 年ごとに改訂されている。
注 2	学校給食衛生管理基準	学校給食法第 9 条に基づき文部科学大臣が定めた、学校給食の実施に必要な施設等の整備や管理、調理の過程において維持されることが望ましい衛生管理等についての基準。
注 3	学校給食摂取基準	文部科学省が児童・生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を算出した基準。 厚生労働省が策定した「日本人の食事摂取基準」等を参考に、小学 3 年生、5 年生及び中学 2 年生が昼食である学校給食において摂取することが期待される栄養量等を勘案して算出されている。
注 4	給食センター管理運営事業	第 2 次加須市総合振興計画前期基本計画に位置付けた事業のうちの一つ。 児童生徒の心身の健全な発達に資するため、学校給食センターを適正に管理運営し、栄養バランスに優れた安全安心な学校給食を提供することを目的とした事業。
注 5	学習指導改善研究事業	第 2 次加須市総合振興計画前期基本計画に位置付けた事業のうちの一つ。 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成するために、市立幼稚園及び小・中学校の充実した教育活動の実現を目指すことを目的とした事業。
注 6	小学校健康推進事業 中学校健康推進事業	第 2 次加須市総合振興計画前期基本計画に位置付けた事業のうちの一つ。 学校保健安全法に基づき、児童・生徒及び教職員の健康管理をすることで、教育環境の充実を図ることを目的とした事業。
注 7	地産地消推進事業	第 2 次加須市総合振興計画前期基本計画に位置付けた事業のうちの一つ。 地域農産物の地域内消費を促進し、安全安心を求める消費者ニーズに対応するとともに生産者の所得向上を図ることを目的とした事業。
注 8	給食費収納対策事業	第 2 次加須市総合振興計画前期基本計画に位置付けた事業のうちの一つ。 保護者からの学校給食費の収納を確実にを行うことにより、学校給食提供に係る財源を確保することを目的とした事業。

# 加須市学校給食基本計画

令和5年1月

発行 加須市・加須市教育委員会

編集 学校教育部学校給食課

〒347-0052 加須市町屋新田 1144 番地 1

電話：0480-68-3755

市ホームページ： <https://www.city.kazo.lg.jp/>